

市第74号議案

横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理  
事業施行条例の廃止

横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行  
条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理  
事業施行条例を廃止する条例

横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理事業施行  
条例（昭和61年9月横浜市条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

所期の目的が達成されたため、横浜国際港都建設事業金沢八景駅  
東口地区土地区画整理事業施行条例を廃止したいので提案する。